

いなべ市総合計画（2006～2015）

新生いなべ いきいきプラン

基本構想

平成 17 年 12 月

いなべ市

「いなべ市総合計画」基本構想の構成

第 1 部 序 論

第 1 章 総合計画の策定にあたって

- 第 1 節 計画策定の趣旨
- 第 2 節 計画の役割
- 第 3 節 計画の名称
- 第 4 節 計画の構成と目標年次

第 2 章 いなべ市の地域特性

- 第 1 節 位置・自然
- 第 2 節 歴史・沿革
- 第 3 節 人口・世帯の状況
- 第 4 節 産業の状況

第 3 章 まちづくりをとりまく背景

- 第 1 節 人口の予測
- 第 2 節 市民ニーズの状況
- 第 3 節 社会経済環境の動向
- 第 4 節 まちづくりの主な課題

第 2 部 基 本 構 想

第 1 章 まちづくりの基本方針

- 第 1 節 将来像
- 第 2 節 基本目標

第 3 章 計画の基本フレーム

- 第 1 節 将来人口
- 第 2 節 土地利用構想

第 2 章 重点プロジェクト

- 第 1 節 安心・安全のまち宣言プロジェクト
- 第 2 節 やすらぎ・健やか拠点創出プロジェクト
- 第 3 節 いなべまるごと交通ネットワーク形成プロジェクト
- 第 4 節 資源循環型まちづくりプロジェクト
- 第 5 節 まちじゅう学び舎プロジェクト
- 第 6 節 企業誘致推進プロジェクト

第 4 章 施策の大綱

- 第 1 節 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして
- 第 2 節 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして
- 第 3 節 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして
- 第 4 節 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして
- 第 5 節 にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして
- 第 6 節 思いやり、共に生きる市民社会をめざして

第 5 章 構想の推進に向けて

- 第 1 節 パートナーシップのまちづくり
- 第 2 節 行政運営の充実
- 第 3 節 財政運営の充実
- 第 4 節 広域連携の推進

目次

第1部 序論

第1章 総合計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の役割.....	1
第3節 計画の名称.....	2
第4節 計画の構成と目標年次.....	2
1. 基本構想.....	2
2. 基本計画.....	2
3. 実施計画.....	2
第2章 いなべ市の地域特性.....	3
第1節 位置・自然.....	3
第2節 歴史・沿革.....	3
第3節 人口・世帯の状況.....	4
1. 総人口の推移.....	4
2. 年齢3区分別人口割合の推移.....	4
3. 世帯数の推移.....	5
第4節 産業の状況.....	5
1. 産業別就業人口割合の推移.....	5
第3章 まちづくりをとりまく背景.....	6
第1節 人口の予測.....	6
第2節 市民ニーズの状況（意識調査結果より）.....	7
1. いなべ市の誇り・魅力について.....	7
2. まちづくりの評価と今後の意向について.....	8
3. いなべ市の将来像について.....	10
第3節 社会経済環境の動向.....	11
1. 市民のライフスタイルの変化.....	11
2. 少子高齢化と人口減少の進行.....	11
3. 地球規模の環境問題の深刻化.....	12
4. 産業構造の変革と技術革新.....	12
5. グローバル化の進展と交流.....	13
6. 地方分権の推進.....	13
7. 規制緩和の進行.....	13
8. 危機管理の推進.....	14
9. 高速交通網の整備.....	14
10. 経済動向の変化.....	14
第4節 まちづくりの主な課題.....	15
1. 少子・高齢化への対応.....	15
2. 魅力的な都市環境の向上.....	15
3. 安心・安全の確保.....	15
4. 都市拠点の創造とネットワーク化の推進.....	16
5. 環境保全への取り組み.....	16
6. 市民主体のまちづくりへの対応.....	16

第2部 基本構想

第1章	まちづくりの基本方針	18
第1節	将来像	18
第2節	基本目標	19
1.	市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして 《都市基盤》	19
2.	安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして 《生活環境》	19
3.	健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして 《教育文化》	19
4.	心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして 《健康福祉》	19
5.	にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして 《産業振興》	20
6.	思いやり、共に生きる市民社会をめざして 《市民参加・交流》	20
第2章	重点プロジェクト	21
第1節	安心・安全のまち宣言プロジェクト	21
第2節	やすらぎ・健やか拠点創出プロジェクト	21
第3節	いなべまるごと交通ネットワーク形成プロジェクト	22
第4節	資源循環型まちづくりプロジェクト	22
第5節	まちじゅう学び舎プロジェクト	23
第6節	企業誘致推進プロジェクト	23
第3章	計画の基本フレーム	25
第1節	将来人口	25
第2節	財政フレーム	25
第3節	土地利用構想	26
第4章	施策の大綱	27
第1節	市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして	27
1.	充実した公共交通網の整備・促進	27
2.	情報ネットワークづくりの推進	27
3.	快適な道路網の充実	27
4.	暮らしを支える上水道の充実	27
5.	美しい水環境の創出	28
6.	秩序ある土地利用の推進	28
第2節	安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして	29
1.	災害に強いまちづくり	29
2.	安全で明るいまちづくり	29
3.	環境にやさしいまちづくり	29
4.	みどり豊かなまちづくり	29
5.	調和のとれた居住環境づくり	30

第3節	健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして	31
1.	生涯学習による人づくり・まちづくりの推進	31
2.	豊かな人間性を培う学校教育の充実	31
3.	青少年の夢を育む地域社会の醸成	31
4.	多彩で個性ある文化の創造と継承	31
5.	生涯スポーツの振興	31
第4節	心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして	32
1.	市民が参加する福祉のまちづくり	32
2.	未来を育む児童福祉の推進	32
3.	いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	32
4.	みんなが支えあう障害者（児）福祉の推進	32
5.	生涯を通じた健康づくりの推進	33
6.	安心して暮らせる社会保障の充実	33
第5節	にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして	34
1.	魅力ある農林水産業の振興	34
2.	活力ある工業の振興	34
3.	にぎわいある商業の振興	34
4.	観光の充実	35
5.	労働環境の改善	35
6.	消費者保護の推進	35
第6節	思いやり、共に生きる市民社会をめざして	36
1.	コミュニティ活動の推進	36
2.	女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり	36
3.	思いやりのある人権のまちづくり	36
4.	市民参画のまちづくり	36
5.	国際性豊かな人づくり・まちづくり	37
第5章	構想の推進に向けて	38
第1節	パートナーシップのまちづくり	38
第2節	行政運営の充実	38
第3節	財政運営の充実	38
第4節	広域連携の推進	38

第 1 部 序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

いなべ市は、平成15年12月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生した若いまちです。本地域は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。また、昭和50年代以降、中部圏域の一画として企業の進出が進み、豊かな緑に包まれた住みよく活力のある都市として発展を続けています。

一方、近年、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化などの進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化などは、地域経済や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしつつあります。

また、地方分権や規制緩和の推進により、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められており、個性を活かした誇りのもてるまちづくりを進めることが必要となっています。

このような中で、今後は、いなべ市としての個性や資源にさらなる磨きをかけながら、市民と行政の協力や役割分担などといった協働・連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい、合併してよかったと感じられるまちづくりを進めていくことが必要です。

したがって、市民一人ひとりとの対話と共感を基調としながら、市民の主体的なまちづくりと市民を主役とした行政の展開をめざし、その基本方向や仕組みを明らかにしていくために、新しく総合計画を定めるものです。

第2節 計画の役割

この計画は、市の各分野における行政計画や方針を統括する計画として、いなべ市のめざすべき将来像とこれを実現するための基本的な方向を明らかにするものであり、今後の市政運営の基本指針となるものです。

また、市民や団体、企業にとっては共通の目標として、市政に対する理解、協力と積極的な参加を期待するものです。

さらに、国や県に対しては、計画の実現に向けての支援と協力を要請するものです。

第3節 計画の名称

本計画の名称は「いなべ市総合計画」とし、次代への礎を築く計画と位置づけます。
また愛称を「新生いなべ いきいきプラン」とし、市民により身近な計画として幅広く周知を図ります。

第4節 計画の構成と目標年次

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3段階で構成します。

1. 基本構想

基本構想は、市の将来像及び主要指標を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を総合的に示します。

計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とします。

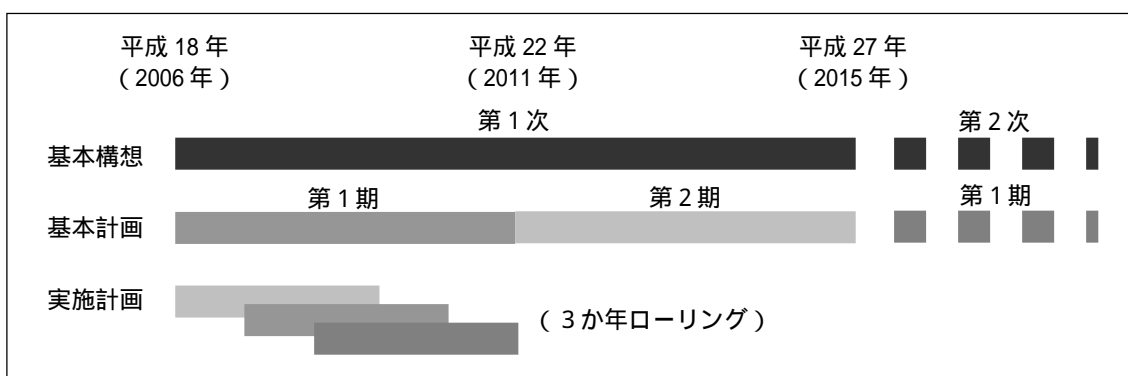
2. 基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策を体系的かつ具体的に示すものです。

計画期間は、第1期基本計画を平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）まで、第2期基本計画を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までとします。

3. 実施計画

実施計画は、3か年程度の短期計画として基本計画の年次的調整を図る事業計画とし、本書とは別にローリング方式により作成します。



第2章 いなべ市の地域特性

第1節 位置・自然

いなべ市は、北部・西部に岐阜県と滋賀県に接し、東部・南部は桑名・四日市圏域に接しています。

市域は、北に多度山系、西に鈴鹿山系をいただき、市のほぼ中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれています。

中でも、鈴鹿国定公園内にある「藤原岳」は全国でも屈指の「花の山」として、年中登山客が絶えることがなく、また、同公園内の竜ヶ岳が育む宇賀溪も鈴鹿の竜の景勝地として知られています。

第2節 歴史・沿革

いなべ市を構成する北勢地区、員弁地区、大安地区、藤原地区は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。

市名である「いなべ」は、約1,300年前の奈良時代に始まり、当地域には物部氏の支系・猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。その後、「員弁」と表記されるようになりましたが、その歴史の長さが裏づけられています。

本地域は、旧藩政時代の一時期を除いて桑名藩に属し、明治4年の廃藩置県により安濃津県（その後三重県と改称）に属しました。

明治22年の町村制の施行を経て、昭和28年の町村合併促進法が施行された当時、本地域は2町12村となりました。その後、合併が繰り返され、昭和30年代から40年代にかけて北勢町、員弁町、大安町、藤原町が誕生しました。

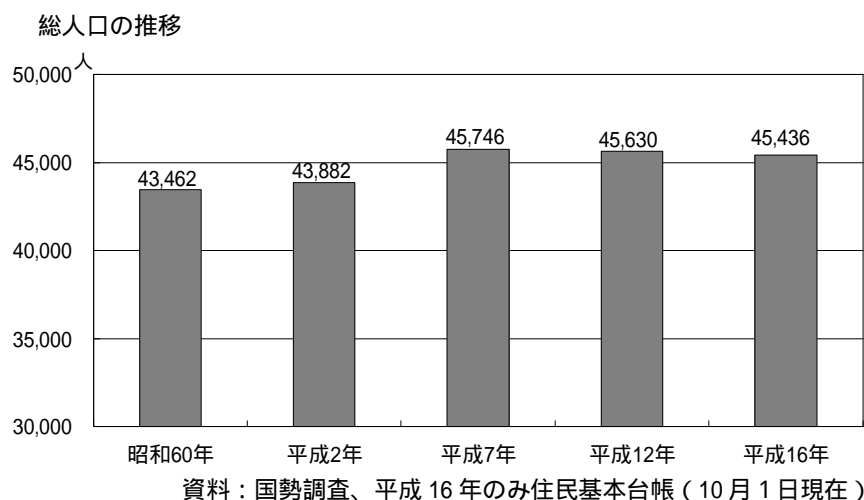
しかし、地方分権の推進や少子高齢化の進展など、社会情勢の急激な変化を見据えつつ、多様化・広域化する住民サービスへの適切な対応を行うためには、さらなる合併によってそのスケールメリットを活かし、自治体としての基盤の強化を図る必要性が高まりました。

そのため、平成10年に員弁郡5町（北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町）の長及び議長による「合併検討委員会」が発足し、平成13年には「任意合併協議会」が設置されました。その後東員町が離脱し、4町での合併協議が進められることとなりました。そして、平成14年に「法定合併協議会」が設置され、合併に必要な協議を重ねた後、平成15年12月1日に新設合併として「いなべ市」が誕生しました。

第3節 人口・世帯の状況

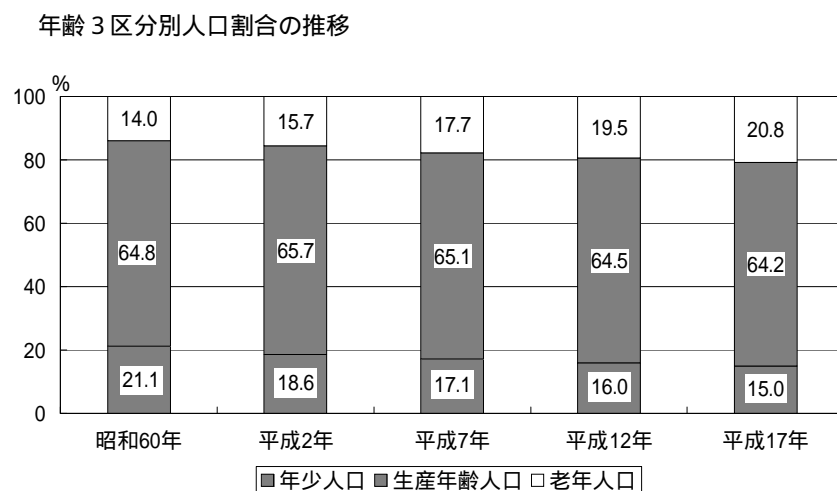
1. 総人口の推移

総人口の推移をみると、昭和60年から平成7年にかけてゆるやかな増加傾向が続いていましたが、平成7年以降わずかながら減少しており、平成16年には45,436人となっています。



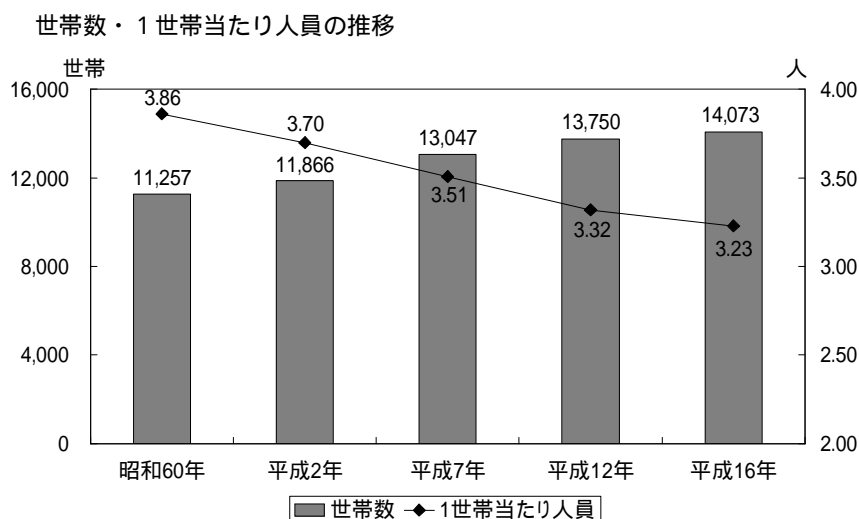
2. 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、平成7年に老年人口が年少人口を上回り、平成17年には20.8%となっています。一方、年少人口は昭和60年の21.1%から平成17年には15.0%と減少が続いており、少子高齢化が進んでいます。



3. 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成16年には14,073世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成16年では3.23人と核家族化の進行が伺えます。

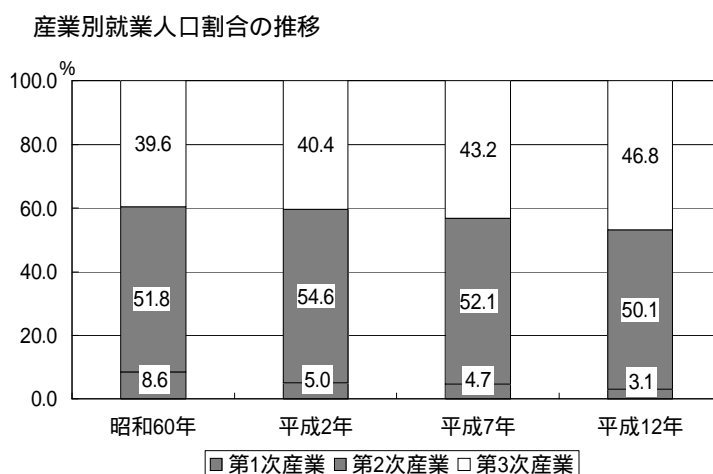


資料：国勢調査、平成16年のみ住民基本台帳（10月1日現在）

第4節 産業の状況

1. 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、いずれの年も第2次産業が5割を超え、最も多くなっていますが、近年やや減少がみられ、反対に第3次産業の割合が増加傾向にあります。また、第1次産業については、昭和60年以降わずかながら減少しています。

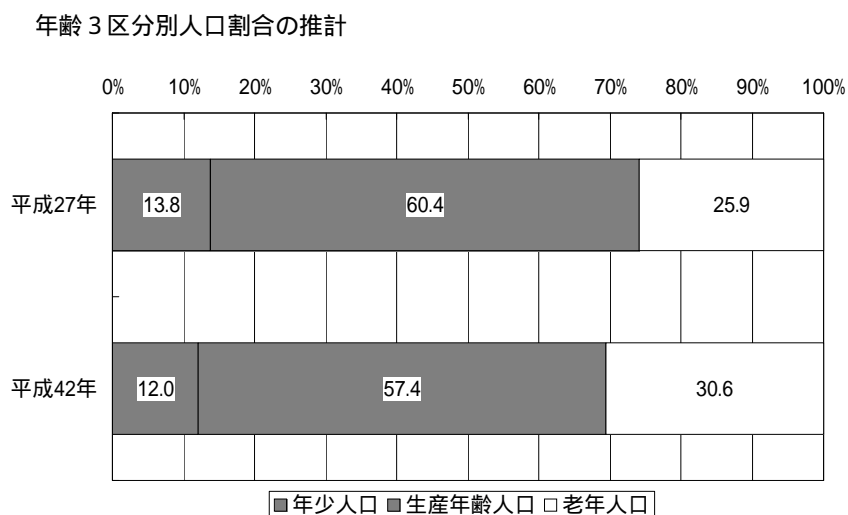
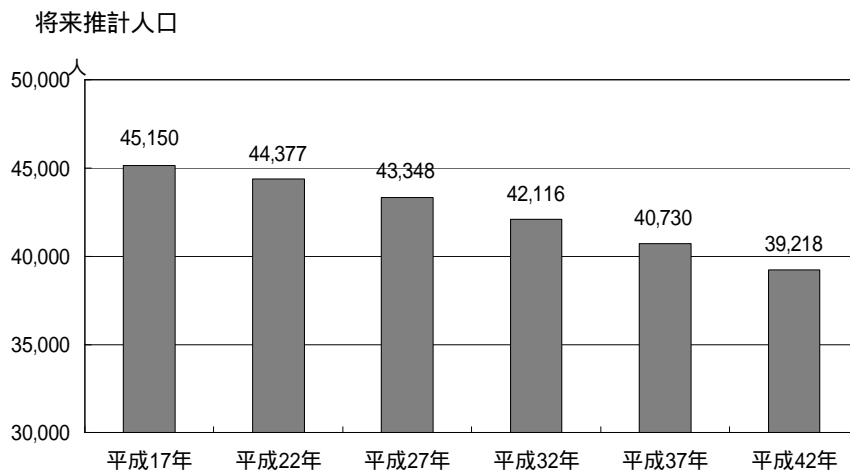


資料：国勢調査

第3章 まちづくりをとりまく背景

第1節 人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、いなべ市の総人口は、計画の目標年次である平成27年（2015年）には43,348人になると予測されています。さらに、平成42年（2030年）には39,218人となり、この時の高齢化率は30.6%になると推計されています。



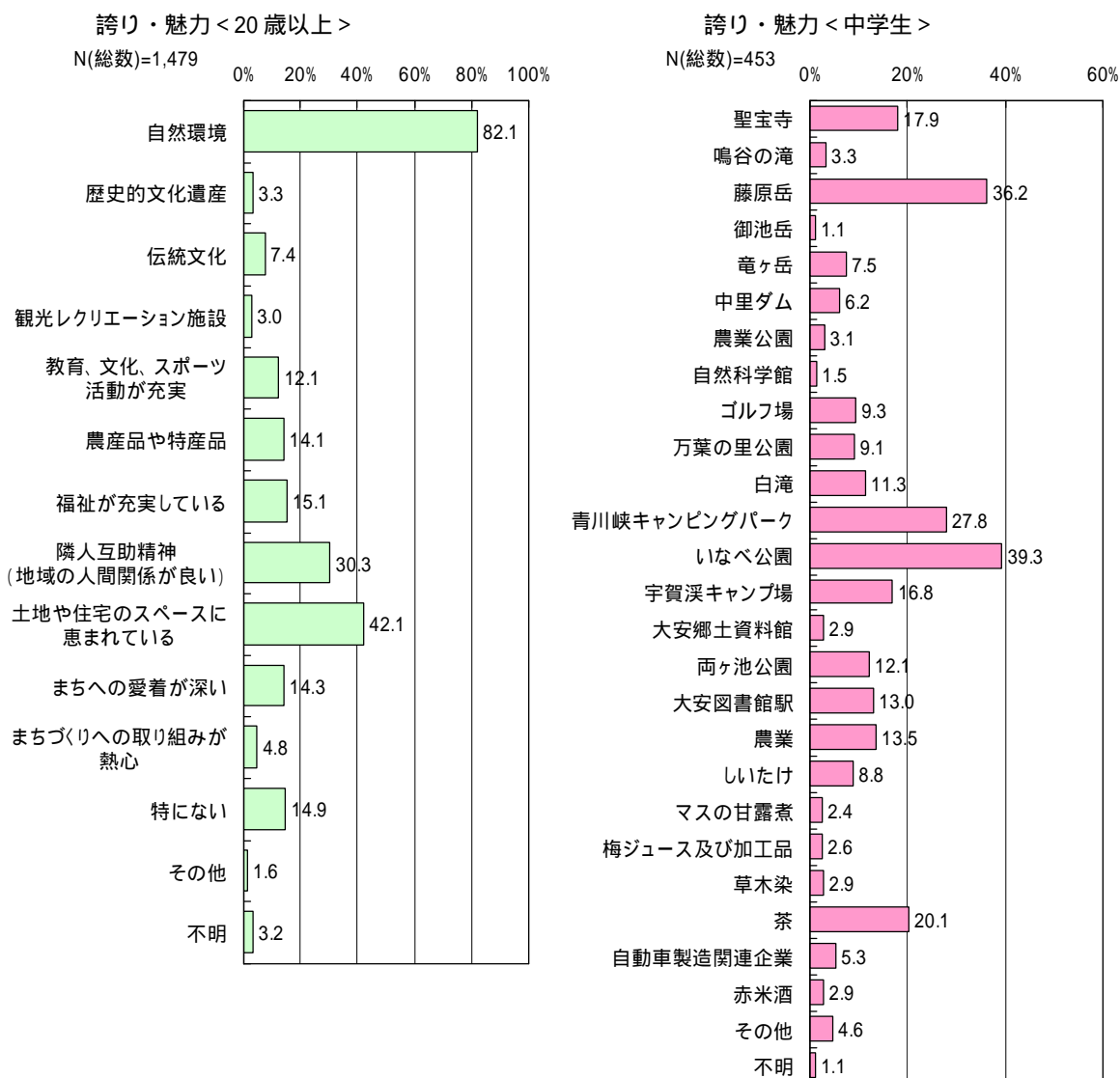
第2節 市民ニーズの状況（意識調査結果より）

総合計画の策定にあたり、平成16年8月から9月にかけて、いなべ市在住の20歳以上のひとと中学2年生を対象に「まちづくり住民意識調査」を行いました。この結果から、主な分野における市民意識の動向をまとめました。

1. いなべ市の誇り・魅力について

いなべ市の誇り・魅力については、「自然環境」が82.1%と最も高く、次いで「土地や住宅のスペースに恵まれている」が42.1%、「隣人互助精神（地域の間人間関係が良い）」が30.3%となっており、自然や空間、人に誇り・魅力を感じていることがわかります。

中学生が思っている誇り、あるいは魅力について具体的に尋ねたところ、「いなべ公園」が39.3%と最も高く、次いで「藤原岳」が36.2%、「青川峡キャンプパーク」が27.8%となっています。また、特産品の中では「茶」が20.1%と最も高くなっています。

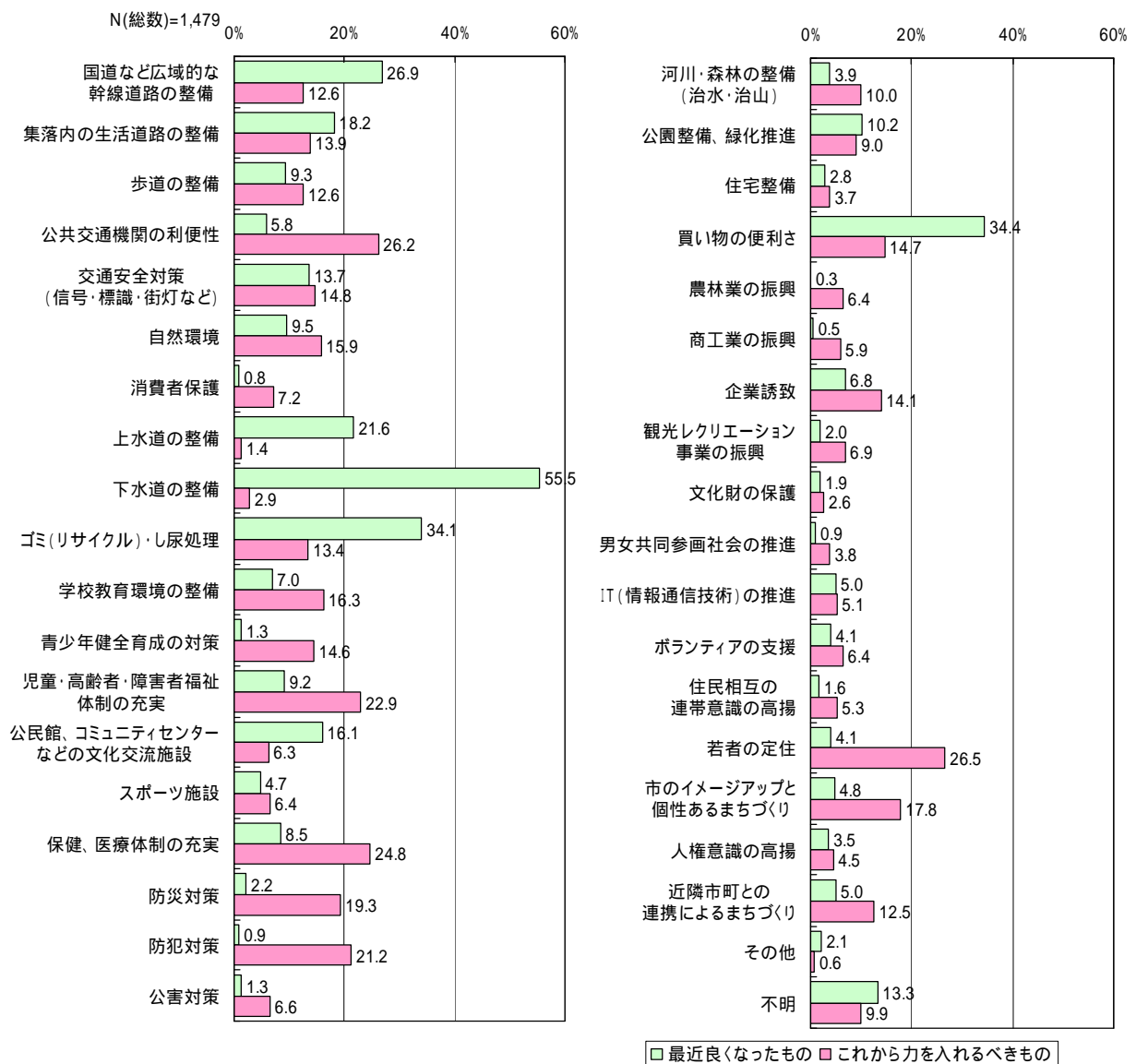


2. まちづくりの評価と今後の意向について

まちづくりの中で最近良くなったもの（評価）と今後力を入れるべきもの（意向）を尋ねたところ、最近良くなったものは、「下水道の整備」が55.5%と最も高く、次いで「買い物の便利さ」が34.4%、「ゴミ（リサイクル）・し尿処理」が34.1%となっています。

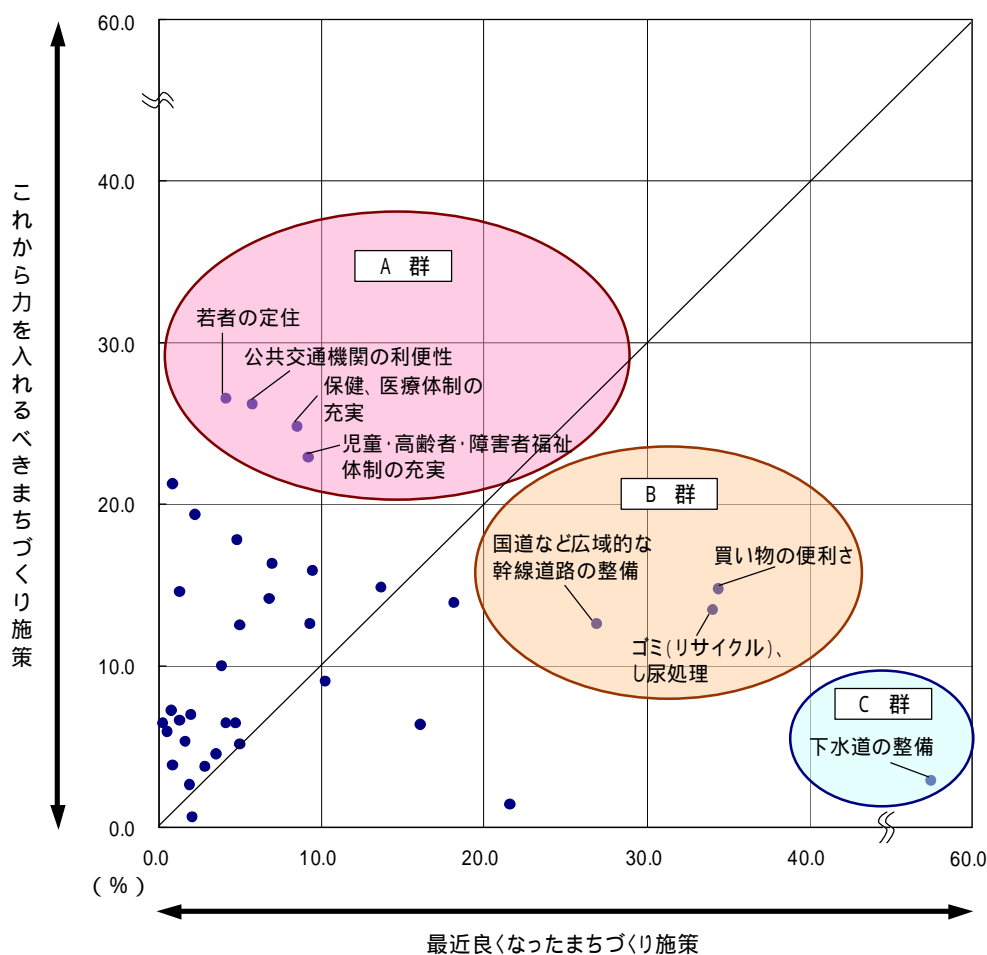
またこれから力を入れるべきものは、「若者の定住」が26.5%と最も高く、次いで「公共交通機関の利便性」が26.2%、「保健・医療体制の充実」が24.8%、「児童・高齢者・障害者福祉体制の充実」が22.9%となっています。

良くなったもの・これから力を入れるべきもの<20歳以上>



最近良くなったものとこれから力を入れるべきものの関連を散布図に表してみると、A群は、満足度が低くなく、これから力を入れるべきと考えられている項目群であり、「若者の定住」「公共交通機関の利便性」「保健、医療体制の充実」「児童・高齢者・障害者福祉体制の充実」が含まれています。B群は、ある程度の満足度はあるものの、今後も一定の取り組みが求められているものであり、「買い物の便利さ」「ゴミ(リサイクル)・し尿処理」「国道など広域的な幹線道路の整備」が含まれています。C群は、これまでの施策の中で最も満足度が高く、今後の要望としては低いもので、「下水道の整備」があげられています。

良くなったもの・これから力を入れるべきもの<散布図>



各群の位置付け

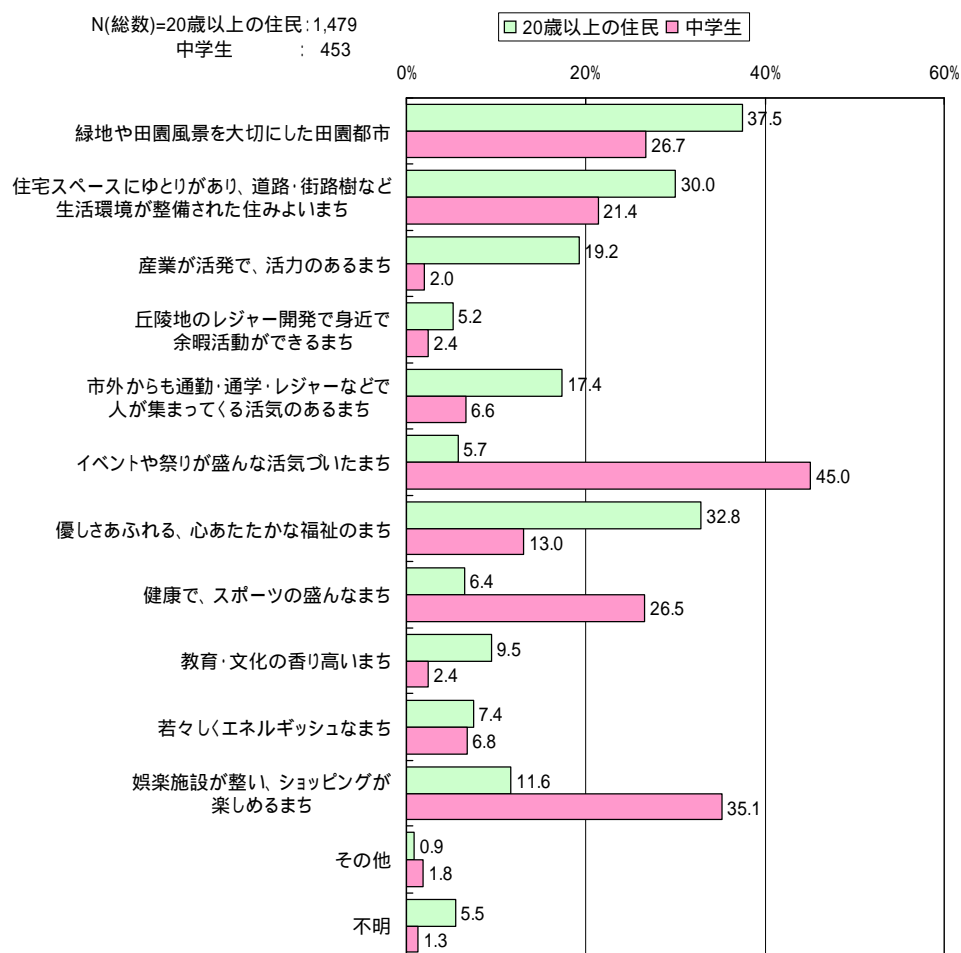
- A 群：最近のまちづくりでは満足度が低く、今後の要望度は高い。
- B 群：最近ある程度良くなった施策であり、今後の要望度はあまり高くない。
- C 群：最近特に良くなった施策で満足度が高く、今後の要望度は低い。

3. いなべ市の将来像について

将来のまちへの期待については、「緑地や田園風景を大切にした田園都市」が37.5%と最も高く、次いで「優しさあふれる、心あたたかな福祉のまち」が32.8%、「住宅スペースにゆとりがあり、道路・街路樹など生活環境が整備された住みよいまち」が30.0%となっており、憩いや安心感のある住環境の整備されたまちづくりが求められています。

中学生は「イベントや祭りが盛んな活気づいたまち」「娯楽施設が整い、ショッピングが楽しめるまち」「緑地や田園風景を大切にした田園都市」「健康でスポーツの盛んなまち」への回答が高くなっています。

いなべ市の将来像



第3節 社会経済環境の動向

1. 市民のライフスタイルの変化

近年、市民の価値観は「生活の利便性」から「自然とのふれあい」、「所得・収入」から「余暇・自由時間」を求めるなど、「物の豊かさ」に加え「心の豊かさ」をも重視する方向へ変化してきています。

また、労働時間の短縮による時間的なゆとりは、スポーツ・文化・レジャーなどの余暇活動や地域のコミュニティ活動など、生活の質的充実を求める活動に重点を置く傾向が強まっています。

このような市民の価値観や生活様式の変化に対応するため、生涯学習やボランティア活動に対する環境整備や、芸術・文化、スポーツの場の充実、自然とのふれあいの機会の創出など、これまでの施設整備や均一的な行政サービスから市民の多様なニーズに合った行政サービスの提供が求められています。

2. 少子高齢化と人口減少の進行

わが国の総人口は平成18年をピークに減少に向かうと同時に、世界にも例をみないスピードで高齢化が進行しており、平成26年には65歳以上の高齢者人口割合は25%を超えると予想されています。さらに、女性の社会進出や社会経済の先行き不安などにより、出生率は急激に低下し、平成15年の合計特殊出生率は、現在の人口を維持するために必要な2.08を大きく下回る1.29となっており、この傾向は今後も続いていくと見込まれています。

こうした人口構造の変化は、年金や医療といった社会保障の分野のみならず、高齢者介護や健康づくり、子育て支援、生活環境などのさまざまな分野においてサービス需要の増加と多様化をもたらし、社会経済や市民生活に大きな影響を与えることになります。

このため、高齢者の社会参加や余暇活動、就業機会の拡大といった生きがいづくり、健康増進対策の推進をはじめ、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりを地域ぐるみで進めるなど、すべての人が安心して暮らしていくことができる福祉の充実、ユニバーサルデザインの視点も取り入れた生活環境の充実が求められています。

ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていくとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

3．地球規模の環境問題の深刻化

地球の温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、フロンガスによるオゾン層の破壊、乱開発による熱帯雨林の急速な減少など、国境を越えた地球規模での環境破壊が世界各地で顕在化しています。

今後、世界人口の急増と自然環境の保全の両立が可能となるよう、これらの環境問題に対する国際的な取り組みや地域社会における一人ひとりの意識改革が求められています。平成9年には、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議（COP3））により、二酸化炭素等の排出量の削減目標が国ごとに定められ、この京都議定書が平成17年に発効されました。このため、いなべ市においても省エネルギーなどの取り組みを進め貢献していく必要があります。

また、ごみの処理やダイオキシンといった化学物質が問題となる一方で、廃棄物などの資源リサイクルによる循環型社会システムの構築のため、分別回収の強化（リサイクル推進法の推進）や環境負荷の少ないエネルギーへの転換、利用などが必要となっています。

4．産業構造の変革と技術革新

IT（情報技術）の進歩などをはじめとする技術革新は、それらの成果を活用した新しい産業の発展と豊かで快適な市民生活をもたらしました。中でもパソコンに関わるハード・ソフトの充実、地域間、個人間の情報格差の解消をはじめ、自宅に在ながらのショッピングや在宅勤務の拡大など、生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えました。

こういった状況の中で、今後は本格的な高度情報通信ネットワーク社会が到来すると予想され、産業構造の変革がさらに進むとともに、企業経営・組織形態が変貌する可能性があります。

また、インターネットなどを通じた個人レベルでの情報交流がさらに拡大すると予想され、各種行政情報の提供や情報開示、年齢や所在・環境を問わない幅広い市民参加など新たな市政運営が求められます。

一方、このような高度情報化が進展する中で、不適切な情報管理による個人情報の流出、プライバシーの侵害といった新たな問題に対する対応が必要となるとともに、次世代を担う独創的で感性豊かな人材の育成など教育環境の充実・整備が必要となっています。

5．グローバル化の進展と交流

近年の交通網・情報通信網にみられる技術革新の進展にともない、国境を越えた生活活動や経済のグローバル化が活発化しています。

こうした中で、自治体が進めるグローバル化に対する施策も、従来の国際交流事業を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすいまちづくりなど環境や経済、日常的生活面へと広がりをみせています。

今後は、さらに地球的規模での地域社会のあり方を考えるとともに、教育・文化・ビジネス・環境など幅広い分野で世界の国々との相互理解・協力を深めることが重要であり、国際化に対する意識の向上と人材の育成を図るとともに、市民においても自発的に世界の人々と交流を深め、世界に開かれた地域環境を創造していく必要があります。

6．地方分権の推進

都市・生活基盤の充実にともなう人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化の中で、個々の経済力にあった生活の質の向上や個性を十分に発揮することのできる多様性に富んだ豊かな社会が求められ、国と地方の関係や行政システムの見直しが求められています。平成 12 年には、「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度の廃止や国の関与に関する係争処理委員会の設置、権限委譲の推進などこれまでの中央省庁主導による画一的な行政システムから住民主導の个性的で総合的な行政システムへの転換が図られています。

このような中、本市は自立し、個性あふれるまちづくりを進めるために合併という道を選択しました。今後は、多様化する市民の価値観に積極的に対応するとともに、地域の実情にあった事業や施策を地域自らが決定・展開することが求められています。そのため、行政改革による新たな行政運営システムの構築や、地域経済の活力維持、PFI の導入、広域的な連携による財政の効率化などをより一層推進していく必要があります。

7．規制緩和の進行

経済活力の回復や高コスト構造の是正、また、市民生活の質的向上などを目的にさまざまな分野で規制緩和が進行しています。

規制緩和が進むと、新たな事業機会の創出や企業間競争の活発化などによる経済の活性化が期待されますが、市場原理による企業の淘汰も進むと考えられ、これらの影響が懸念される中小企業の強化を図る必要があります。

一方、生活面では、商品・サービスの選択の幅が広がり、利便性の向上が予想されますが、同時に消費生活の安全を確保するための対策が求められます。

PFI (Private Finance Initiative):

公共事業に民間企業の資金、ノウハウを導入することにより、国や地方自治体の財源負担の軽減を図るとともに、民間の活性化を促す事業手法。

8．危機管理の推進

近年、世界的な規模で地震や津波、テロといった多くの自然・人為的災害が発生しており、わが国においても 21 世紀の前半には、東南海・南海地震の発生する確率が高く、多くの地域において甚大な被害がもたらされると予測されています。平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災以降、この教訓を活かしたまちづくりがさまざまな地域で進められていますが、まだ十分とはいえない状況です。

今後は、火災や地震・土砂災害への対策、また昨今における類をみない凶悪な犯罪やテロ行為、感染症対策などについて、行政はもちろんのこと、市民一人ひとりをはじめ地域社会全体で、主体的かつ能動的に取り組んでいくことが求められています。

このため、危機管理体制の充実強化と危機管理意識の醸成を図っていくとともに、市民と行政が連携・協働して、防災対策をはじめ、防犯や治安の維持、良化に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

9．高速交通網の整備

現在、本市域においては、東海環状自動車道の整備が進められており、大安地区及び北勢地区にインターチェンジの設置が計画されています。同時に広域的には第二名神高速道路、北勢バイパスの整備が進められており、国土軸と名古屋圏を取り巻く環状軸との結節点として、産業経済、物流をはじめ、多様な交流を発展させる可能性がより一層高まりつつあります。

また、平成 17 年開港の中部国際空港セントレアにより、ヒト・モノ・情報などの交流がさらに活発化される可能性があることから、今後においても高速道路網の早期実現を促進していくとともに、これらを活かした活気のあるまちづくりを推進していく必要があります。

10．経済動向の変化

消費が成熟化し景気が低迷する中で、商品の値段や土地の価格が下がるなど、経済成長が大きく転換しています。また、競争の激化や情報化の進展にともない、産業が集積し市場規模の大きい大都市に活力が集中する傾向がみられます。今後の地方経済については、かつてのバブル経済のような高度経済成長は見込まれず、むしろ安定した成長が望まれています。三重県においては、景気の改善傾向がみられ、製造業をはじめ非製造業や中小企業にも回復の裾野は広がっています。また、雇用情勢・所得環境についても厳しいながら、幅広い業種で改善に向かっていきます。今後、経済基盤をより強固なものにしていくためには、官主導から民需主導への産業振興策が重要であり、いなべ市においてもさまざまな時代の変化に対応した産業の着実な振興を図るため、企業誘致や市内産業の多面的な運営支援をはじめ、後継者や創業を志す人の育成等が求められています。

第4節 まちづくりの主な課題

1. 少子・高齢化への対応

いなべ市の高齢化は着実に進展しており、今後、高齢化のスピードは一段と速まるものと予想されます。このような状況の中で、介護を要する人のさらなる増加が見込まれ、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供や人材の育成などに加え、高齢者の生きがいづくりなど、誰もが安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。

また、少子化が進行し、子どもたち同士の遊びやふれあいが少なくなる中、子どもの社会性を育むとともに、安心して子どもを生み育てられる環境や条件を整えていくことが課題となっています。

2. 魅力的な都市環境の向上

まちの魅力は、そこに住む人々が自信と誇りをもっていきいきと暮らしている姿そのものにあり、このような生活者一人ひとりの個性や意欲が十分に活かせる多様な就業機会の創出をはじめ、生活の原点となる生活者主体の都市づくりが重要です。

いなべ市は、多様なライフスタイルに対応した、ゆとりや潤いといった精神的充足感が得られ、快適で魅力ある都市環境を整備していくことが求められています。

このため、いなべ市のもつ自然的、歴史・文化的風土を活かして、生活や産業と自然の調和した都市イメージを明確にし、安全性と親しみのもてる都市環境を形成することが必要となっています。

3. 安心・安全の確保

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以来、自然災害への恐ろしさが再認識されるようになりました。いなべ市においても、東南海・南海地震などの大規模災害の発生を見据えたまちづくりが求められるとともに、大雨などによる土砂災害が発生しやすくなっており、市民の生命、身体及び財産を保護することが最も重要な施策となっています。

このため、各種の災害に迅速かつ的確に対応できるよう、市民・企業・行政が一体となって総合的な地域防災体制を構築することが大きな課題となっています。

また、市民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を図り、事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進することが必要です。

4．都市拠点の創造とネットワーク化の推進

いなべ市は、交通の利便性向上や住宅開発などによる人口の増加にともない、都市基盤の整備を計画的に推進してきましたが、社会の成熟化や価値観の多様化が進む中では、利便性・快適性の確保に加え、住む人や訪れる人を魅了する個性的なまちづくりが求められています。

そのため、現在計画が進められている東海環状自動車道インターチェンジ周辺地区に、地域特性を活かした都市整備の推進を図ることより、新しい都市の拠点づくりを進める必要があります。また一方では、古くから市街地が形成されている地区や鉄道駅周辺をはじめとする既成市街地の利便性向上を推進するなど、市民にとって魅力や誇りとなるような都市の顔づくりを進めることが重要です。

また、これら都市拠点間の有機的な連携を図るため、幹線道路整備の推進と鉄道・バスなど公共交通の充実などにより、市内の各地域拠点や周辺各都市とのネットワーク化を推進することが必要となっています。

5．環境保全への取り組み

近年、市民の環境に対する関心がますます高まりをみせています。いなべ市は自然環境に恵まれたまちですが、人々の暮らしはこの美しい自然にも多くの負荷を与えていることを自覚し、市民一人ひとりが家庭や職場、地域において環境に必要以上の負荷を与えないための努力と工夫を行い、リサイクルやごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していくことが必要です。

6．市民主体のまちづくりへの対応

市民が誇りと愛着をもって住みつづけることのできる地域社会を形成するには、市民の手による、市民が主役となったまちづくりを進めていくことがますます必要となってきています。

現在、いなべ市においては、まちづくりや環境保全、福祉、教育などの分野において、主体的で自発的な市民活動が活発になってきており、行政がすべてを決定するのではなく、市民が責任をもって行動する機運の高まりがみられます。このため、今後とも市民がより一層参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりが重要となります。

さらに、教育分野や生涯学習、国際交流などに人材を活かしていくとともに、まちづくりをリードする人材の育成に一層努める必要があります。

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

第1節 将来像

「緑が豊か」「ゆとりがあって住みやすい」「人があたたかい」。いなべ市民は、まちの印象をこのように感じ、今後もよりすばらしい環境で住み続けたいと願っています。

少子高齢化や環境と共生していく時代を迎え、これからのまちづくりは、いなべ市ならではの宝を共有し、市民が主役となって、さらにその宝に磨きをかけ、多様性・個性を發揮しながら、安心して、いきいきと元気に満ちた暮らしを築いていくとともに、家族のきずなを大切に、人々がふれあい、支えあうあたたかな地域づくりに取り組んでいく必要があります。

このような観点から、まちづくりのキーワードを「安心」「元気」「思いやり」と定めます。

また、目標年次におけるいなべ市の将来像を以下のように定めます。

安心・元気・思いやりがまちの宝物

いきいき笑顔応援のまち いなべ

「いきいき笑顔」とは、人とまちが健康で生命力にあふれた姿を表しています。

人の健康とは、障害や疾病があっても、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって、その人らしく自己実現をめざした暮らしが営めるとともに、それを支える市民の共助による取り組みや公的な施策が充実し、安心できる環境が整っている状態を表しています。

また、まちの健康とは、自然と共生できるゆとりのある空間が創出されるとともに、しっかりと生活基盤のもとで、地域資源を活かした産業が活発に展開され、市民のみならず、市外の人でも住んでみたい、訪れてみたいと思える力強いまちづくりの展開を図るものです。

このような人もまちもいきいきとしたまちづくりを進め、市民一人ひとりが輝くいなべ市の実現をめざして「いきいき笑顔応援のまち いなべ」を設定しました。

第2節 基本目標

1．市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして 《都市基盤》

総合的な土砂災害対策を推進し、利便性と安全性に優れた、魅力のあるまちをめざします。また、各拠点や周辺都市のネットワーク化を進める道路・公共交通網の充実と、市民が美しく豊かな水に親しめるようにするための上下水道網の充実を図ります。さらに、総合的、計画的な土地利用の推進に努め、地域の個性を活かした市街地整備による多様な「拠点」の形成を図ります。

2．安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして 《生活環境》

すべての市民が安心していきいきと暮らすことができる人にやさしいまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が一体となって総合的な防災体制を構築するとともに、犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進します。また、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備と居住環境の向上に努め、やすらぎのある空間を創出します。さらに、環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境の時代にふさわしいまちをめざします。

3．健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして 《教育文化》

市民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。また、生涯学習の基礎となる学校教育を充実するとともに、地域社会におけるさまざまな活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育みます。さらに、市民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な市民文化を創造するとともに、生涯にわたって日常生活の中で楽しむ生活文化としてスポーツ活動を振興します。

4．心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして 《健康福祉》

市民の主体的な参加と連帯に支えられた心ふれあう地域社会の形成を基本に、児童をはじめ高齢者や障害のある人がともに安心して暮らせる福祉のまちをめざします。また、すべての市民がいきいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。さらに、市民の生活の安定と経済的自立を促進するため、社会保障制度の充実を図ります。

5．にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして 《産業振興》

地域特性を活かした農業の振興と高度技術化、高速交通網の整備による物流環境の充実に対応した企業誘致と工業基盤の整備を図るとともに、既存企業に対する多様な面からの支援に努めます。また、地域の自然資源や歴史文化資源を活かした商業基盤の整備と観光資源の開発を進め、活力とにぎわいのある豊かなまちをめざします。さらに、勤労生活の安定・向上と消費者保護対策の充実を図ります。

6．思いやり、共に生きる市民社会をめざして 《市民参加・交流》

すべての市民が地域社会の一員として、心豊かで充実した生活を送ることができるよう、コミュニティ活動を充実し、互いに信頼しあい、尊重しあい、助けあいながら生活できる人間尊重のまちをめざします。また、人・物・情報の交流が拡大する中で、異なる地域とのさまざまな交流活動を通じ、互いの生活や文化を認めあえる交流社会の形成をめざすとともに、市民と行政の情報交流を促進し、相互信頼と連帯に基づいた市民参加のまちづくりを推進します。

第2章 重点プロジェクト

10年後の将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組むプロジェクトを次のように掲げます。

第1節 安心・安全のまち宣言プロジェクト

本市では、平成11年に発生した藤原岳土石流災害を契機に、防災対策の強化に努めています。しかし、現在においても坂本、大貝戸地区の土石流対策は重要な課題となっており、土砂災害から地域住民を守るため、砂防、治山・治水事業の推進に努めます。また、東南海・南海地震をはじめとする大規模災害への対応など、全市的な防災体制の整備を推進するとともに、事故・犯罪などに対し、市民と行政が協働の精神をもって、その対策を進め、“安心・安全のまち”として宣言できる体制の整備を図ります。

主要施策

砂防、治山・治水事業の推進
全市的な防災体制の整備
防犯ネットワークの形成

第2節 やすらぎ・健やか拠点創出プロジェクト

今後の高齢者福祉をはじめ、障害者福祉、児童福祉の推進及び成人・母子保健などの健康啓発事業などを推進していくための拠点となる総合的な健康福祉センター機能の整備を図ります。

また、地域福祉の推進を図るため、この拠点機能を核としてボランティアやNPO法人活動への支援を進めるとともに、子どもから高齢者までの幅広いさまざまな人が地域福祉活動に参加できるよう仕組みや場づくりを進めます。

主要施策

全市的な健康福祉拠点の整備
地域福祉活動を活発化する仕組みづくり

第3節 いなべまるごと交通ネットワーク形成プロジェクト

誰もが気軽に利用できる公共交通の充実はまちづくりの基本であり、北勢線のリニューアル計画を推進するとともに、駅と公共性の高い施設との共有化を進めます。また、北勢線、三岐本線両鉄道の駅や駅周辺の整備を進め、にぎわいを創出します。

さらに、鉄道とバス路線のダイヤ調整や、バス路線間のダイヤやルートの調整を行い、いなべ市全域における交通ネットワークの形成を図ります。

主要施策

北勢線リニューアル計画の推進
鉄道とバス路線の連携強化
全市的なバス路線網の整備

第4節 資源循環型まちづくりプロジェクト

美しく豊かな緑と水に包まれた良好な自然環境を守り、市民・事業者・行政の協働によって、自然と共生する生活環境と循環型社会を築きます。また、持続的に発展する産業と定住環境を備えたまちづくりを推進します。

主要施策

環境保全型農業の振興
産業活動や家庭生活におけるリサイクルの徹底
新エネルギーの導入促進

第5節 まちじゅう学び舎プロジェクト

まち全体を一つの学び舎として捉え、児童・生徒のみならず、子どもから高齢者まですべての市民が地域の豊富な学習資源を活かしながら、学びや気付きの活動を積極的に行えるよう支援します。また、人と人、人と自然・文化のふれあいや、地域の課題解決に向けての学習活動を推進し、共に学び合うまちづくりを推進します。

主要施策

「いなべ学」の創設と人材バンクの設置
多様な体験学習の実践
互いに学びあえる場づくり

第6節 企業誘致推進プロジェクト

働く場を確保し、若者の定住化を促進するためにも企業誘致に積極的に取り組みます。そのため、企業のニーズを的確に捉え、設備投資がしやすい環境を整備するとともに、積極的にいなべ市を売り込みます。

主要施策

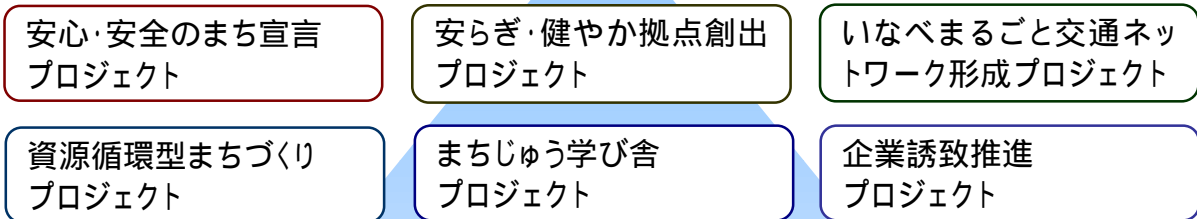
基盤整備の推進
P R 活動の強化
高速交通網の整備促進

< 将来像 >

安心・元気・思いやりがまちの宝物

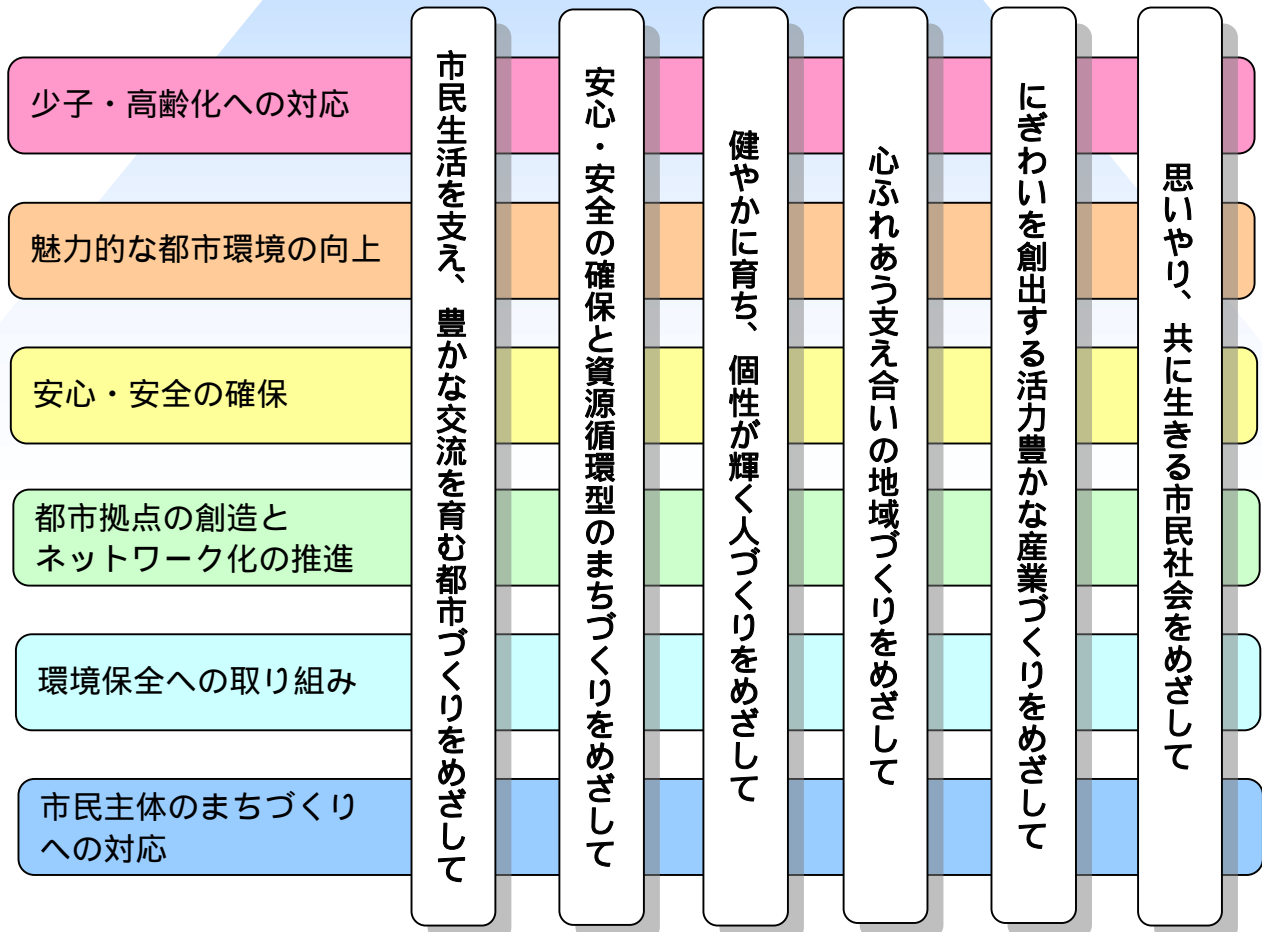
いきいき笑顔応援のまち いなべ

6つの重点プロジェクト



将来像を実現するための6つの柱

まちづくりの6つの課題



構想の推進に向けて

- < パートナーシップのまちづくり > < 行政運営の充実 >
- < 財政運営の充実 > < 広域連携の推進 >

第3章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口

いなべ市の人口は増加傾向が継続していましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。

今後、全国的な人口減少が見込まれる中で、いなべ市においても、過去の推移をもとに将来人口を推計すると、さらに減少に向かうことが予測されています。このため、本計画においては、産業振興や定住化の促進をはじめ、まちづくり全体にわたる質の向上によって人口の定着をめざし、本計画の目標年次である平成27年(2015年)の将来人口を概ね46,000人と設定します。

第2節 財政フレーム

本市の財政は、合併後の平成16年度予算においては209億円の歳入を計上していましたが、今後の経済見通しが不透明な中で、歳入面では市財政の根幹である市税の大幅な伸びは期待できない状況です。

また、歳出面においては、義務的経費の着実な増加が見込まれるとともに、少子高齢化対策や情報化の推進、地方分権など行政需要の多様化に伴う経費の増大が見込まれています。

このため従来にも増して、市税収入の確保、受益者負担の適正化のための使用料・手数料の見直し、地方交付税や国庫支出金の確保など歳入の確保に努めるとともに、経費の節減、各種補助金の見直しなど、歳出の整理合理化を図り、限られた財源を計画的・効率的に配分できるよう、経済の動きに対応した弾力的な財政運営に努めます。

このような点をふまえ、国や県の動向もふまえながら、本計画の目標年次である平成27年(2015年)の財政フレームを160~170億円規模と設定します。

第3節 土地利用構想

1. 土地利用構想

土地利用構想については、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な均衡ある発展を図ることを基本的な方向として、土地需要を的確に調整し、その質的向上を図るとともに、市内各地域の資源を活かしながら、個性豊かな施策を展開します。

また、今後の市の発展に合わせ、新しいニーズに対応した市街地の形成をはじめ、活気に満ちたまちにするための産業振興や人と自然の共生、優良農地の保全などを目標に、市域全体を多自然居住エリアとするとともに、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの利用の方針を定めます。

(1) 地域拠点ゾーン

市内各地域の市街地を中心とする地区を、その周辺の発展を先導し、地域に適したサービスを実現する地域拠点ゾーンと位置付け、中心市街地の活性化を図るとともに、多様な都市機能の整備充実を図ります。

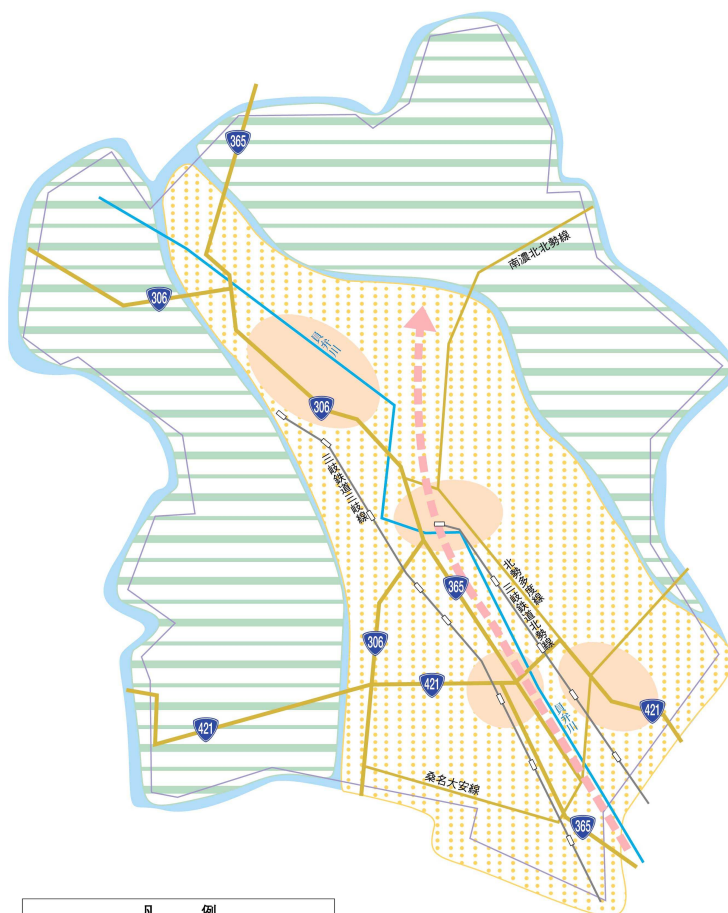
(2) 森林保全・レクリエーションゾーン





鈴鹿山系や養老山系の山地や丘陵地については、土砂災害の未然防止に努めるとともに、恵まれた自然や景観を保全し、森林等を活かしたレクリエーションの場として活用を図ります。

(3) 地域活力・暮らし共生ゾーン

緑豊かな農村地帯に点在する既存集落については、宅地や生活道路の整備を進め、生活環境の向上を図るとともに、企業誘致の推進をはじめ、優良農地の確保・保全のため、生産基盤の整備や経営の合理化・近代化を進め、農用地の高度利用を図ります。

また、東海環状自動車道のインターチェンジ周辺については、自然環境との調和を前提とし、工業系、流通系、住居系などの新都市機能の導入を図ります。



凡 例	
	地域拠点ゾーン
	森林保全・レクリエーションゾーン
	地域活力・暮らし共生ゾーン
	多自然居住エリア

第4章 施策の大綱

第1節 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして

1．充実した公共交通網の整備・促進

鉄道利用者の確保・増加を促進するため、駅周辺の整備やスピードアップに向けた施設整備を進めます。

バス交通については、鉄道網を補完するとともに、高齢者や児童、生徒をはじめすべての市民の身近な交通機関として重要な役割を担っており、その利便性・効率性を確保するため、バス路線網の整備・充実を図ります。

2．情報ネットワークづくりの推進

家庭や職場などで、いつでも、誰でも容易にさまざまな情報を受発信できるよう、情報通信基盤の整備や情報システムの導入などに取り組み、地域情報化を進めていくとともに、情報化を担う人材の育成を促進していきます。

また、高度情報化への取り組みは、将来のまちづくりにおいても重要な課題であり、行政の情報化を積極的に推進します。

3．快適な道路網の充実

広域圏との連携を強化し、圏域内の一体性と循環性を高めるための広域幹線道路網やこれらを補完し、市内交通の骨格となる市内幹線道路網の有機的な連携を図り、都市間及び地域間交流を促す基盤整備の推進に努めます。また、市民の生活に密着し、コミュニティを育む道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理に努め、快適で安全な道路環境の形成を図ります。

4．暮らしを支える上水道の充実

安全な水を安定して供給し、暮らしを支える上水道の充実を図るため、水道施設の整備を図り、災害時にも安定した給水ができる体制を整えます。また、水の有効利用と水質保全に向け、水質管理体制の充実に努めます。

5．美しい水環境の創出

美しい水環境を創出し、市民がより快適に生活できるよう、公共下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。また、下水道への接続啓発活動の推進により水洗化を促進するとともに、施設の適切な維持管理に努め、事業の効率的な運営を図ります。

公共下水道計画区域以外については、河川の水質浄化について市民意識の高揚を図りながら、合併処理浄化槽の設置を促進します。

6．秩序ある土地利用の推進

長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、健全な都市の発展をめざすため、国土利用計画及び都市計画マスタープランを策定し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した総合的で秩序ある土地利用の推進を図ります。

第2節 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして

1．災害に強いまちづくり

市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざして、災害を予防するための砂防、治山・治水事業を推進するとともに、地域防災計画に基づく総合的な防災体制を充実し、防災施設の充実やきめ細かな防災情報システムの確立、非常用物資等の整備を進めます。

また、自主防災組織の育成強化や防災知識の普及に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。

2．安全で明るいまちづくり

警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。また、さまざまな機会を通じて市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童、生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

また、交通事故から市民を守るため、交通安全施設の整備や事故の未然防止対策に努め、良好な交通環境の整備に努めるとともに、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

3．環境にやさしいまちづくり

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題をふまえ、市民が快適に生活できるよう、企業も含めた広域的な連携のもと環境にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、市民の環境に対する意識の高揚を図り、一人ひとりの主体的な行動による美しい生活環境の創造をめざすとともに、環境監視体制の強化を図り、公害発生の未然防止対策を充実します。

また、限りある資源を大切に使い、廃棄物の減量と再生利用を推進する資源循環型社会の構築をめざします。さらに、廃棄物の処理については、環境を損なうことなく適正に行われるよう、その対策を推進します。

4．みどり豊かなまちづくり

公園・緑地は、生活にやすらぎやうるおいを与え、環境保全機能や防災機能を併せもつため、都市公園をはじめとする各種公園の整備や、河川などの水辺空間において親水性に配慮した整備を進めるとともに、緑地や広場の整備による緑のネットワークづくりに努めます。

5．調和のとれた居住環境づくり

市民が親しみやゆとりを感じ、誇りがもてるよう、地域の景観に配慮した良好な居住環境づくりを推進するとともに、多様な住宅需要の動向を把握しながら、市民のニーズに応じた良質な宅地の供給を促進します。

第3節 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして

1．生涯学習による人づくり・まちづくりの推進

社会教育をはじめ、家庭教育、学校教育などにおけるすべての分野を生涯学習の一環としてとらえ、学習機会の拡充に努めます。

また、生涯学習拠点施設の活用促進や、既存施設の充実を進めるなど、学習環境の充実を図るとともに、地域における生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めます。

さらに、生涯学習施設相互の連携を強化するとともに、各施設の情報ネットワーク化を推進し、体系的な学習推進体制を整備します。

2．豊かな人間性を培う学校教育の充実

のびのびとした環境の中で確かな学力を身に付けられるよう指導の充実を図るとともに、新たな時代に適応した教育をはじめ、地域学習、人権教育など総合的な学習の充実を図り、生きる力や創造力、思いやりの心をもった人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。また、心身の健全な発達を促すため、健康・安全教育の充実を図ります。

さらに、障害のある子どもなどの社会参加と自立の力を育成する特別支援教育の充実に努めます。

3．青少年の夢を育む地域社会の醸成

家庭や地域、学校が一体となって、地域の特色を活かしたよりよい社会環境づくりを進めます。また、青少年健全育成活動を充実するとともに、青少年の活動を支援します。

4．多彩で個性ある文化の創造と継承

多彩で個性ある市民文化の創造を図るため、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、活動の促進する環境の充実に努めます。

また、いなべ市の歴史風土に育まれてきた文化財については、市民全体の共通の財産として、次代に引き継ぐための保護と継承に努めます。

5．生涯スポーツの振興

市民の健康や体力づくりへの関心の高まりに対応し、多様な参加機会の提供に努めながらスポーツ活動の振興を図ります。

またスポーツを通じ、地域におけるさまざまな交流と連携を創出していくため、団体や指導者の育成・支援を推進するとともに施設の利用促進と維持管理の充実に努めます。

第4節 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして

1．市民が参加する福祉のまちづくり

すべての市民が、家庭や住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材や団体の育成とネットワーク化に努め、市民が支えあうまちづくりを推進します。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、公共施設などのバリアフリー化や情報の提供、相談体制の充実に努め、福祉環境づくりを推進します。

2．未来を育む児童福祉の推進

社会情勢の変化に対応し、仕事と子育てが両立できるよう保育内容の充実や施設の整備を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支援できる体制の充実に努めます。

また、次代を担う子どもの健やかな成長の支援に努めます。

3．いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

高齢者に適した居住環境の整備を図り、やさしく住みやすいまちづくりを推進します。また、高齢者が生きがいをもって健康に暮らしていくことができるよう、就業機会の創出や社会参加の促進、健康づくりの支援などを図ります。

さらに、保健・医療・福祉が一体となって介護予防と自立支援に努めるとともに、介護保険事業の推進と介護支援体制の充実に努め、高齢者の心身の特性や介護の状況をふまえたサービスの充実に努めます。

4．みんなが支えあう障害者（児）福祉の推進

障害のある人のニーズに応じた在宅サービス、施設サービスの向上を図り、自立・介護支援に努めるとともに、障害の発生予防や早期発見、早期治療、機能回復訓練など保健・医療の体制充実に努めます。

また、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、自立した生活を送ることができるよう、教育・就労環境の充実などに努めます。

5．生涯を通じた健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康で生きがいをもって生活できるように、生涯の各段階に応じた健診や健康相談体制の充実と保健・予防体制の充実に努めます。

また、地域医療の充実に向け、在宅医療体制の拡充などを図るとともに、救急医療などの医療体制についても充実に努めます。

さらに、市民の健康管理意識を高め、自主的に健康づくりができる環境の整備を促します。

6．安心して暮らせる社会保障の充実

市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険事業の適正な運営に努めます。また、不安のない老後生活を送れるよう、国民年金制度の周知を図ります。

さらに生活困窮世帯に対しては、生活実態に即した相談・助言を適切に行うことにより、自立阻害要因を排除、自立更生意識を啓発することによって、生活の安定と自立の促進に努めます。

第5節 にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして

1 魅力ある農林水産業の振興

高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と地域営農組織の育成・強化を図り、農業経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積による土地の保全と有効利用を図り、経営を支える生産基盤の整備を推進します。

また、作業受委託体制の整備、環境に優しい農業の促進、農産物のブランド化、加工・販売体制の整備、有害鳥獣対策の推進などにより、都市近郊型農業の振興を図ります。

さらに、市民とふれあう農業を推進し、都市住民のニーズに対応した多彩な地域農業の展開に努め、魅力ある農業の振興を図ります。

林業については、担い手の確保や合理化の推進等により、林業の振興を図るとともに、自然環境保全機能、レクリエーション機能等森林の多様な公益的機能の保全・整備に努めます。

水産業については、内水面養殖業と観光などとの連携により、観光・レクリエーション機能を充実するとともに、水産加工物の開発などを進めます。

2 活力ある工業の振興

高速交通網の整備による物流環境の充実を活かし、中部圏域の一画として活力ある工業の振興を図るため、既存企業の経営基盤の強化を促進するとともに、国内外の企業にいなべ市の魅力を積極的にアピールすることにより、優良企業の誘致を進めます。

また、地域資源を活かした新しい特産物加工の研究・開発、SOHO等の技術や情報を活用した起業などによる新しい産業づくりを支援します。

さらに、産・学・官が連携した工業の振興を図るため、県のメディカルバレー、シリコンバレー構想などを念頭におきながら、情報ネットワークなどの環境整備や本地域企業による積極的なインターンシップ受け入れなどについて体制づくりに努めます。

3 にぎわいある商業の振興

消費者ニーズの多様化や経済構造の変化、高度情報化に対応できるよう、商業基盤を整備し、中心市街地の活性化などを進めます。

また、広域から集客する個性的な店づくりを支援するとともに、特徴あるハイテク工業、伝統工芸、観光など幅広い分野との連携を含めた新しい商業の振興を図ります。

SOHO (Small Office Home Office):

在宅勤務も含めた新しい勤務形態を指す。

メディカルバレー、シリコンバレー:

三重県は、先端的成長産業の集積を目指し、メディカルバレー構想(医療・健康・福祉)、シリコンバレー構想(半導体)、クリスタルバレー構想(液晶等)、パールバレー構想(IT)の4つのバレー構想を推進している。

インターンシップ:

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

4 観光の充実

多様な観光ニーズに対応するため、いなべ市の恵まれた自然資源や歴史文化資源の活用を図るとともに、広域連携による観光資源の活用や情報発信機能の充実、受け入れ体制の整備を進めます。

また、地域産業を活用した特産品の開発やイベントの開催、多様な媒体を活用した観光情報の集積と発信などに努め、地域のイメージアップと集客力の向上を図ります。

5 労働環境の改善

勤労者福祉制度の充実や雇用の安定を促進するとともに、産業構造の変化や女性・高齢者の社会参画に対応し、能力を活かし意欲をもって働くことができるような良好な労働環境の整備を促進します。

6 消費者保護の推進

消費者保護を充実し、安心・安定した生活を確保するため、消費生活に関する情報提供や支援体制の充実を進めます。

第6節 思いやり、共に生きる市民社会をめざして

1. コミュニティ活動の推進

まちを誇りに思う気持ちを育み、心豊かな地域社会の形成をめざして、連帯意識や郷土愛に支えられた地域住民間のコミュニティ活動を積極的に支援し、活動を担う組織や人材を育成・支援していきます。

また、コミュニティ活動の場となる施設の整備充実を推進します。

2. 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり

すべての市民が性別に関わらず、お互いの人格や生き方を尊重し、共に社会的な責任を分かち合い、連帯する実質的な男女平等の社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することをめざします。

そのために、個人の尊重と男女平等の視点に立った意識の啓発・学習を進めると共に、男女共生に向けた施策・方針の決定の場、地域活動での参画や就労環境の整備などを促進していきます。

3. 思いやりのある人権のまちづくり

市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現を図るため、市民の生活に関わるさまざまな分野で人権に関する施策のあり方について検討を深め、これらを体系化した人権教育の充実に努めます。

また、あらゆる機会や場を通して人権教育・人権啓発の充実に努め、市民の間での自主的な人権思想の学習と普及を押し進めます。

さらに、地域社会での人と人との交流、思いやり、助けあいを基盤にした地域活動を大切にし、人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

4. 市民参画のまちづくり

まちづくりは、市民と行政のパートナーシップが基本となります。市民の声や願いを大切にし、市民の創意と工夫による魅力的なまちづくりを推進していくため、市政への市民参画機会の拡大、広聴・広報活動の充実に努めます。

また、NPO活動やボランティア活動を促進すると共に、活動に携わる団体、個人の育成・支援に取り組みます。

パートナーシップ：

立場や構成原理の異なる組織同士が、共通の目標を達成するために、共同で事業を立ち上げ、必要な資源（モノ、人、情報・知識、ノウハウなど）を提供しあい、パートナーそれぞれの特性を活かして分担すること。

5 . 国際性豊かな人づくり・まちづくり

異なる文化や習慣をもつ人々との交流を通じて国際性豊かな人づくり・まちづくりを展開するため、海外の都市との都市間交流や市民レベルの自主的な国際交流を展開するほか、在住外国人が暮らしやすい環境づくりや国際貢献活動に取り組み、幅広い分野で国際交流・国際協力を推進します。

さらに、世界の人類が共存し、平和な生活を送ることができる社会環境づくりを進めます。

第5章 構想の推進に向けて

第1節 パートナーシップのまちづくり

情報公開や政策意見公募制度などの充実により、行政の一層の透明化を進めるとともに、市民と行政の協働を進め、互いの意識を高めながら、まちづくりを担うパートナーとしての関係を構築します。

第2節 行政運営の充実

職員の資質の向上や時流に対応した柔軟な体制づくりなど、士気の高い機動的な組織の構築に取り組み、行政機能の強化を図ります。

また、市民の視点に立った行政評価などの仕組みづくりを進め、明確な目標に基づき、サービスの効率と効果をふまえた合理的かつ計画的な行政運営を推進します。さらに、個人情報の保護に十分配慮しながら、電子自治体などへの取り組みを推進し、業務の一層の効率化を図ります。

第3節 財政運営の充実

厳しい財政状況の中、新たな財政需要に対処していくため、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抜本的な見直しを図りながら、長期的な見通しに基づいた安定的な財政運営に努めます。

第4節 広域連携の推進

生活や活動範囲の拡大により多様化・高度化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、近隣関係市町村との連携を強化し、共同で広域的な課題に取り組む体制の充実に努めます。